

こども未来部

議案第3号 令和8年度大津市一般会計予算のうち、こども未来部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分について

議案第3号、令和8年度大津市一般会計予算のうち、こども未来部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分について、ご説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

予算説明書の54ページをお願いします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節3児童福祉費負担金の説明欄、「公立保育所等給食費負担金」は公立保育園等の保護者から徴収する給食費であり、「保育所運営費負担金」は、保護者から徴収する民間保育所の保育料であり、「母子生活支援施設運営費負担金」は、他市町からの依頼により、母と子の家しらゆりに入所している母子の保護に対する負担金であり、「児童クラブ間食費負担金」は、保護者から徴収するおやつ代です。

56ページをお願いします。

款 1 5 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 2 民生使用料、節 2 児童福祉使用料の説明欄、「公立保育所等保育料」及び「公立保育所等延長保育料」は、公立保育所等の利用に係る使用料であり、

「児童クラブ保育料」及び 5 8 ページの説明欄、「児童クラブ延長保育料」は、児童クラブの利用に係る使用料です。

「児童発達支援等使用料」及び「障害児相談支援サービス使用料」は、やまびここども療育センター、北部こども療育センター及び東部こども療育センターで行う障害児のサービス事業に対する給付費です。

6 0 ページをお願いします。

目 8 教育使用料、節 3 幼稚園使用料の説明欄、「幼稚園一時預かり保育料」は、市立幼稚園の一時預かり事業の利用に伴い、保護者から徴収する保育料です。

6 6 ページをお願いします。

款 1 6 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 4 児童福祉費国庫負担金の説明欄、「児童扶養手当負担金」は、母子・父子家庭の児童を養育しているものに対して支給する児童扶養手当に係るものであり、「母子生活支援施設運営費負担金」は、母子生活支援施設の入所経費に係るものであり、「児童手当負担金」

は、18歳までの児童を養育しているものに対して支給する児童手当に係るものです。

目2 衛生費国庫負担金、節1 保健衛生費国庫負担金の説明欄、「養育医療費負担金」は、未熟児養育医療給付に係るものであり、「小児慢性特定疾病医療費負担金」は、小児慢性特定疾病医療支援を必要とする18歳未満の児童等への医療費支給に係るものであり、「小児慢性特定疾病自立支援事業費負担金」は、小児慢性特定疾病児童等の療養生活支援の経費に係るものです。

68ページをお願いします。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務管理費国庫補助金の説明欄、「地域少子化対策重点推進交付金」は、(仮称)結婚新生活支援事業補助金に係る補助金です。

目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金の説明欄、「重層的支援体制整備事業交付金」の当部所管分は、利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業に係る補助金です。

節2 障害福祉費国庫補助金の説明欄、「障害者地域生活支援事業費等補助金」の当部所管分は、発達障害児者及び家族等支援事業に係る補助金です。

70ページをお願いします。

節4 児童福祉費国庫補助金の説明欄、「子ども・子育て支援交付金」の当部所管分は、児童クラブの運営費や一時預かり事業、病児保育事業、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業等に係るものであり、「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金」は、保育の質の向上のための研修事業等に係るものであり、「保育対策総合支援事業費補助金」は、保育士宿舎借上げ支援事業や保育補助者雇上強化事業等に要する経費に係るものであり、「子育てのための施設等利用給付交付金」は、幼児教育・保育の無償化に要する経費に係るものであり、「子どものための教育・保育給付交付金」は、民間保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の運営に要する経費に係るものであり、「保育所等整備交付金」は、民間保育施設を整備する補助事業の経費に係るものであり、「乳児等のための支援給付交付金」は、こども誰でも通園制度の実施に要する経費に係るものであり、「自立支援給付事業費補助金」は、ひとり親の資格取得のための養成期間に支給する費用等に係るものであり、「妊婦のための支援給付交付金」は、妊婦支援給付金に要する経費に係るものであり、「児童虐待防止対策支援事業費補助金」は、市町村相談体制支援事業等に係るもの及び地域障害児支援体制強化事業等に係るものであり、「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金」

は、子ども食堂等支援事業、大学等受験料支援事業及び子どもの居場所づくり事業に係るものです。

72 ページをお願いします。

目3 衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費国庫補助金の説明欄、「母子保健衛生費補助金」は、産婦健康診査及び1 か月児健康診査などに要する経費に係るものです。

76 ページをお願いします。

款17 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節4 児童福祉費県負担金の説明欄、「子育てのための施設等利用給付費負担金」は、幼児教育・保育の無償化に要する経費に係るものであり、「子どものための教育・保育給付費負担金」は、民間保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の運営に要する費用に係るものであり、「乳児等のための支援給付費負担金」は、こども誰でも通園制度の実施に要する経費に係るものであり、「児童手当負担金」は児童手当に要する費用に係るものです。

目2 衛生費県負担金、節1 保健衛生費県負担金の説明欄、「未熟児養育医療負担金」は、未熟児養育医療給付に係るものです。

78 ページをお願いします。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務管理費県補助金の

説明欄、「自治振興交付金」のうち当部所管分は障害児保育支援事業や青少年健全育成事業等に対し、交付を受けるものです。

目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費県補助金の説明欄、「重層的支援体制整備事業交付金」の当部所管分は、利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業に係る補助金です。

節 2 障害福祉費県補助金の説明欄、「障害者地域生活支援事業費等補助金」の当部所管分は、発達障害児者及び家族等支援事業に係る補助金です。

80 ページをお願いします。

節 4 児童福祉費県補助金の説明欄、「保育対策総合支援事業費補助金」は、保育体制強化事業に対する補助金であり、「地域子育て支援事業費補助金」のうち当部所管分は、児童クラブの運営費や一時預かり事業、病児保育事業、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業等に係る経費に対する補助金であり「子ども・子育て施策推進交付金」のうち当部所管分は、妊婦健康診査の助成額拡充分や障害児保育緊急対策事業費補助金等に対し、交付を受けるものであり、

「多子世帯等子育て応援事業費補助金」は、県独自の幼稚園・保育所等の多子世帯等の利用者負担軽減制度の補助金であり、「地域障害児支援体制強化事業費補助金」は巡回支援専門員整備事業に係る

ものです。

88ページをお願いします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入の説明欄、「こども未来部土地貸付収入」は、民間保育施設等への土地貸付収入です。

92ページをお願いします。

款20繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節1湖都大津まちづくり基金繰入金の説明欄、「こども未来部」においては、保育園や幼稚園の備品や遊具の購入費、保育士等処遇改善費補助金、「こども未来部こども総合支援局」においては、送迎バスのリース費用や乳幼児健康診査事業、不育症治療費助成事業の財源として充当するものです。

102ページをお願いします。

款22諸収入、項4雑入、目4雑入、節3衛生費雑入の説明欄、「未熟児養育医療費一部負担金」は、医療機関等に支払った未熟児養育医療費のうち個人負担分を、乳幼児福祉医療費助成制度による助成対象として振り替えるものです。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

引き続き、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、人件費も含まれておりますが、事業関連等を中心にご説明します。

140ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の説明欄、8の「子ども・若者育成支援推進費」は、青少年育成市民会議への活動支援、子ども・若者総合相談窓口の運営等の経費であり、9の「女性相談推進費」は、困難な問題を抱える女性等の相談業務を行う経費です。

146ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の説明欄、2の「こども発達相談費」は、発達障害やその疑いのある子どもへの、早期発見・相談・専門医による診断、多職種による専門的助言・指導により適切な支援を行う経費であり、3の「家庭児童相談室運営費」は、児童虐待や子育て相談等子どもと家庭の福祉に関する相談業務の運営経費や子どもの居場所づくり事業にかかる経費であり、4の「地域子育て支援費」は、子育てひろばゆめっこの運営事業費及び指定管理で実施している「にじっこ」・「きらきらひろば」を含む地域子育て支援拠点事業等に係る経費です。

148ページをお願いします。

説明欄、5の「児童福祉対策推進費」は、妊婦支援給付金支給事業、子育て支援施策に係る事業、児童委員活動推進費、保育士確保に向けた情報発信強化及び就職支援経費、ファミリーサポートセンター運営事業費などであり、6の「児童手当支給事務費」は、児童手当支給事務に係る事務経費であり、9の「障害児通所施設運営費」は、やまびここども療育センター、北部こども療育センター及び東部こども療育センターの運営に係る事業費です。

目2児童措置費の説明欄、1の「児童手当費」は、18歳までの児童に対する児童手当の支給に係る経費であり、2の「助産扶助費」は、児童福祉法に基づき、経済的及び保健衛生的に支援が必要な妊産婦の助産施設入所にかかる出産費用を支弁するものです。

150ページをお願いします。

目3公立保育所等費の説明欄、2の「公立保育所等運営費」は、公立保育園等の施設の維持管理を含む運営費であり、保育業務支援システムの運用経費を含みます。

目4民間保育施設費の説明欄、1の「民間保育所児童運営費」は、民間保育所に支弁する運営費であり、2の「施設型給付等支給費」は、認定こども園の保育部分、家庭的保育事業等の運営に要す

る費用を支弁するものであり、3の「施設等利用費等支給費」は幼児教育・保育の無償化に要する費用を支弁するものであり、4の「民間保育施設運営助成費」は、一時預かり事業、病児保育事業及び民間保育施設に対する各種事業補助金であり、5の「乳児等通園支援事業費」は、こども誰でも通園制度事業に係る給付に要する経費であり、6の「民間保育施設整備補助費」は、民間保育施設を整備するための補助金です。

目5母子福祉費の説明欄、2の「母子家庭生活支援費」は、母子の家しらゆりの運営・管理の指定管理料や他都市の施設への母子の入所に係る経費であり、3の「母子父子福祉対策費」は、児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金、母子家庭等就業・自立支援センター事業の経費など、ひとり親家庭の自立促進と福祉の増進を図る事業費です。

152ページをお願いします。

目6児童クラブ費の説明欄、2の「放課後児童健全育成費」は、公立37児童クラブの運営経費及び支援員雇用経費並びに民間児童クラブ運営助成事業費です。

目7児童館費の説明欄、1の「児童館運営費」は、6館に配置する児童厚生員の雇用経費のほか、施設の清掃、管理等の運営経費で

す。

154ページをお願いします。

目8母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金の説明欄、1の「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金」は、当該事業の実施に伴う事務費を繰り出すものです。

158ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4母子保健費の説明欄、2の「小児保健対策費」は、乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施経費並びに未熟児や小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対する医療費の助成経費であり、3の「母子保健対策費」は、妊娠期における健康管理の推進や産後ケア事業、新生児訪問などの伴走型相談支援に要する経費、不育症の治療に対する助成経費、妊婦健康診査・産婦健康診査に対する費用助成に係る経費です。

ページ飛びまして、210ページをお願いします。

款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費の説明欄、2の「幼稚園管理運営費」は、市立幼稚園の運営経費であり、幼稚園業務支援システムの運営及び幼稚園バスの運行に要する経費を含みます。

3の「養護職員雇用費」は、幼稚園に配置する養護職員の雇用経

費であり、4の「幼稚園講師雇用費」は、特別支援教育担当、3歳児補助等の講師等の雇用経費であり、5の「施設維持管理補修費」は、市立幼稚園の施設維持管理経費であり、旧雄琴幼稚園園舎解体工事費を含みます。

212ページをお願いします。

目2幼児教育振興費の説明欄、1の「施設型給付等支給費」は、認定こども園の教育部分、新制度に移行した幼稚園の運営に要する費用を支弁するものであり、2の「施設等利用費等支給費」は、幼児教育・保育の無償化に要する経費を支弁するものであり、3の「私立幼稚園運営補助費」は、職員数や園児数に応じて、幼稚園の運営に関する経費の一部を補助するものであり、4の「幼稚園子育て支援費」は、一時預かり事業等を担う子育て支援指導員を配置する経費です。

220ページをお願いします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、説明欄、3の「学校保健管理運営費」は、各園での健診・相談・指導に係る園医及び自動体外式除細動器の設置等に要する経費です。

以上が歳出の説明でございます。

以上、令和8年度大津市一般会計予算のうちこども未来部の所管す

る部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行している部分の説明とさせていただきます。